



宮 崎 県 公 報

令和3年6月17日(木曜日) 第 214 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 1

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…… (長寿介護課) 2

○指定介護予防サービス事業者の指定…… (“ ”) 3

○歳入の徴収の事務の委託…… (こども政策課) 3

○保安林の指定予定の通知 (3件) …… (自然環境課) 3

○道路の区域の変更…… (道路保全課) 4

○道路の供用の開始…… (“ ”) 4

○道路の占用を制限する区域の指定…… (道路保全課) 4

○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) …… (砂防課) 4

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…… (建築住宅課) 5

公 告

○鳥獣捕獲等事業の認定…… (自然環境課) 5

○土地改良区の役員の就退任の届出…… (農村整備課) 5

○公共測量の終了の通知…… (管理課) 6

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…… 6

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…… 6

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第38号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和46年宮崎県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
(確認申請書に添付する図書) 第2条 省令第1条の3第1項の表2の(21)項及び(61)項の(ろ)欄に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書の様式は、別記様式第1号によるものとする。 2・3 [略] (道路の位置の指定申請) 第14条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書(別記様式第15号)の正本及び副本に、 <u>省令第9条に規定する図面及び承諾書のほか、それぞれ当該承諾書に係る承諾者の印鑑証明書及び当該土地に係る最近の登記事項証明書並びに次の表に掲げる図面を添えて、知事に提出しなければならない。</u>	(確認申請書に添付する図書) 第2条 省令第1条の3第1項の表2の(8)項、(21)項及び(61)項の(ろ)欄に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書の様式は、別記様式第1号によるものとする。 2・3 [略] (道路の位置の指定申請) 第14条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書(別記様式第15号)の正本及び副本に、 <u>それぞれ省令第9条に規定する図面及び承諾書、当該承諾書に係る承諾者の印鑑証明書及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地に係る登記事項証明書、次の表に掲げる図面その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の種類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。)</td> <td>転写した法務局名、転写した年月日、転写した者の住所、氏名及び印</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	図面の種類	明示すべき事項	[略]		公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。)	転写した法務局名、転写した年月日、転写した者の住所、氏名及び印	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の種類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。)</td> <td>転写した法務局名、転写した年月日並びに転写した者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	図面の種類	明示すべき事項	[略]		公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。)	転写した法務局名、転写した年月日並びに転写した者の住所及び氏名	[略]	
図面の種類	明示すべき事項																
[略]																	
公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。)	転写した法務局名、転写した年月日、転写した者の住所、氏名及び印																
[略]																	
図面の種類	明示すべき事項																
[略]																	
公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。)	転写した法務局名、転写した年月日並びに転写した者の住所及び氏名																
[略]																	
(私道の変更又は廃止)	(私道の変更又は廃止)																

第17条 法第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項若しくは第3項の規定による私道の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、私道の位置の変更(廃止)申請書(別記様式第16号)の正本及び副本に、省令第9条に規定する図面及び承諾書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 [略]

(一の敷地とみなすこと等による制限の特例に係る認定又は許可の申請書の添付書類)

第20条 省令第10条の16第1項第4号の規定により知事が定める図書又は書面は、計画概要説明書(法第86条第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による許可に係るものに限る。)及び法第86条第6項に規定する対象区域内の土地に係る最近の登記事項証明書とする。

2 省令第10条の16第2項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、法第86条の2第1項の認定に係るものにあつては同項に規定する公告認定対象区域内の、同条第3項の許可に係るものにあつては同項に規定する公告許可対象区域内の土地に係る最近の登記事項証明書とする。

3 省令第10条の16第3項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、法第86条の2第2項に規定する公告認定対象区域内の土地に係る最近の登記事項証明書とする。

4 省令第10条の21第1項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、同項第1号に規定する取消対象区域内の土地に係る最近の登記事項証明書とする。

5 知事は、特に必要があると認めるときは、前4項の図書又は書面のほか、必要な図書又は書面の提出を求めることができる。

第17条 法第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項若しくは第3項の規定による私道の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、私道の位置の変更(廃止)申請書(別記様式第16号)の正本及び副本に、それぞれ省令第9条に規定する図面及び承諾書並びに当該承諾書に係る承諾者の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 [略]

(一の敷地とみなすこと等による制限の特例に係る認定又は許可の申請書の添付書類)

第20条 省令第10条の16第1項第4号の規定により知事が定める図書又は書面は、計画概要説明書(法第86条第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による許可に係るものに限る。)及び法第86条第6項に規定する対象区域内の土地に係る登記事項証明書とする。

2 省令第10条の16第2項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、法第86条の2第1項の認定に係るものにあつては同項に規定する公告認定対象区域内の、同条第3項の許可に係るものにあつては同項に規定する公告許可対象区域内の土地に係る登記事項証明書とする。

3 省令第10条の16第3項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、法第86条の2第2項に規定する公告認定対象区域内の土地に係る登記事項証明書とする。

4 省令第10条の21第1項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、同項第1号に規定する取消対象区域内の土地に係る登記事項証明書とする。

5 知事は、特に必要があると認めるときは、前各項の図書又は書面のほか、必要な図書又は書面の提出を求めることができる。

別記様式第6号中「㊟」を削り、同様式(注)中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

別記様式第6号の2中「㊟」を削り、同様式(注)中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

別記様式第6号の3中「㊟」を削り、同様式(注)中(2)を削り、(3)を(2)とする。

別記様式第6号の4中「㊟」を削り、同様式(注)中(2)を削り、(3)を(2)とする。

別記様式第7号中「㊟」を削り、同様式(注)を次のように改める。

(注) ※印の欄には記入しないこと。

別記様式第11号中「㊟」を削り、同様式(注)中(2)を削り、(3)を(2)とする。

別記様式第11号の2中「㊟」を削り、同様式(注)中(2)を削り、(3)を(2)とする。

別記様式第12号中「㊟」を削り、同様式(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第13号中「㊟」を削り、同様式(注)中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

別記様式第14号中「印」を削る。

別記様式第15号中「建築基準法第42条第1項第5号」を「建築基準法施行規則第9条」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)を次のように改める。

(注) ※印の欄には記入しないこと。

別記様式第16号中「㊟」を削り、同様式(注)を次のように改める。

(注) ※印の欄には記入しないこと。

別記様式第17号中「㊟」を削り、同様式(注)を次のように改める。

(注) ※印の欄には記入しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。



宮崎県告示第 457号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4550680005	介護老人保健施設慶穰塾	宮崎県日向市塩見10947-1	医療法人社団慶城会	宮崎県日向市塩見11652番地	令和3年5月1日	訪問リハビリテーション

宮崎県告示第 458号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4550680005	介護老人保健施設慶穰塾	宮崎県日向市塩見10947-1	医療法人社団慶城会	宮崎県日向市塩見11652番地	令和3年5月1日	介護予防訪問リハビリテーション

宮崎県告示第 459号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委託先	委託期間
保育士登録業務に係る手数料	社会福祉法人日本保育協会	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

宮崎県告示第 460号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五町字宮ノ谷3295、3299-1、3300-1、3300-3、3301-2、3305-1、3305-2、3305-25、3305-74、3305-77、3305-105、3305-106、3305-109、3305-114、字柚木崎3447-1
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 461号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市高野町1616-4（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 462号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字殿岩
6434-3、6436

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字殿岩6436 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 463号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年6月17日から同年7月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字上広木野1087番1地先から同郡同町同大字字聖川1105番2地先まで	旧	4.2~15.0	134.0
			西臼杵郡高千穂町大字下野字上広木野1087番1地先から同郡同町同大字字聖川1105番2地先まで	新	4.4~36.2	134.0

宮崎県告示第 464号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年6月17日から同年7月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字上広木野1087番1地先から同郡同町同大字字聖川1105番2地先まで	令和3年6月17日

宮崎県告示第 465号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年6月17日から同年7月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	稲葉崎平原線	延岡市共栄町1番4から同市構口町1丁目5386番まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱 (占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年7月2日

宮崎県告示第 466号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第 57号) 第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 伊達第 2-1 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 9 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市構口町一丁目6050番

監 事	麦 田 芳 信	西諸県郡高原町大字西麓 868番地 1
-----	---------	------------------------

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 迫 章	西諸県郡高原町大字西麓1516番地 2
理 事	中 嶋 福 重	西諸県郡高原町大字西麓2872番地
理 事	吉 元 義 光	西諸県郡高原町大字西麓1069番地 3
理 事	吉 田 俊 郎	西諸県郡高原町大字西麓24番地2
理 事	篠 原 弘 二	西諸県郡高原町大字西麓 123番地
理 事	中 原 洋 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田1605番 地1
理 事	山 路 幸 一	西諸県郡高原町大字西麓 652番地 4
理 事	瀬 戸 山 文 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田1701番 地6
理 事	武 石 邦 守	西諸県郡高原町大字西麓1003番地
理 事	逆 瀬 川 好 正	西諸県郡高原町大字西麓1116番地
理 事	井 上 良 光	西諸県郡高原町大字西麓3251番地 3
理 事	小 村 一 明	西諸県郡高原町大字西麓2606番地
監 事	南 伊 三 造	西諸県郡高原町大字西麓1720番地 1
監 事	花 牟 禮 澄 夫	西諸県郡高原町大字蒲牟田1160番 地
監 事	大 迫 秀 隆	西諸県郡高原町大字西麓2227番地

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、都城市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

- 2 作業地域
都城市の一部
- 3 作業終了日
令和3年3月31日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和3年6月1日現在次のとおりである。

令和3年6月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,121人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 213,254人

宮崎県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和3年6月1日現在次のとおりである。

令和3年6月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	110,978人
都城市選挙区	44,885人
延岡市選挙区	33,949人
日南市選挙区	14,668人
小林市・西諸県郡選挙区	15,070人
日向市選挙区	16,793人
串間市選挙区	5,034人
西都市・西米良村選挙区	8,715人
えびの市選挙区	5,341人
北諸県郡選挙区	6,885人
東諸県郡選挙区	7,421人
児湯郡選挙区	19,022人
東臼杵郡選挙区	7,716人
西臼杵郡選挙区	5,536人